

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書

子ども部子育て支援課

監査期間

平成27年8月24日から

平成27年10月7日まで

指摘事項	措置状況
ア 契約事務において、請書に契約日が記載されていないものがあった。契約事務の執行にあたっては、基本的な事務の取り扱いについて十分認識し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。	当該請書を確認し、10月7日に修正しました。 今後は記載もれがないように細心の注意を図り、法令等を遵守した事務を遂行します。
イ 臨時職員の出勤簿に消せるボールペンが使用されていた。不正目的での使用は認められなかったが、他市では不正に使用され問題となった事例もあった。文書事務の概要でも禁止するよう記載があるとおり、今後は使用禁止を徹底されたい。	当該文書を確認し、10月7日に修正しました。 今後は消せるボールペンの使用禁止を外部施設を含めて徹底しました。
ウ 職員の時間外勤務手当の支給事務において、祝日と週休日が重なった場合の取扱いについて、勤務時間の支給区分誤りにより、支払額を誤っていた。今後、このような誤りが発生しないよう支給事務のチェック体制を確立し、適切な事務処理をされたい。	10月給与で時間外勤務手当支払額を調整しました。 今後は祝日と週休日が重なった場合は細心の注意を図るとともに、チェック機能の充実を図ります。
エ 児童クラブ入会申請書について、入会要件を確認する就労証明書の添付のないものや、就労証明書に記載事項のないもの、証明者の印のないものがあった。就労証明書は、対象児童を確認する重要な書類であるため、適切な事務処理をされたい。	今後は就労証明書を始めとする添付書類の添付もれや記載事項の確認には細心の注意を図るとともに、チェック機能の充実を図ります。 8月入会受付分より適切な受付をしています。
オ 児童扶養手当給付費国庫負担金について、負担金の交付決定時に調定していなかった。西尾市予算決算会計規則に則った事務処理をされたい。	交付決定時に遡及して調定しました。 今後は負担金の交付決定通知の受領後速やかに調定を行います。

(注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。

2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。

また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書

子ども部家庭児童支援課

監査期間 平成27年 8月24日から
平成27年10月 7日まで

指摘事項	措置状況
ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、法令等で基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。	ア
(ア) 契約締結伺いにおいて、契約保証金免除の根拠条文のないものや契約書の契約保証金に関する事項や暴力団排除に係る契約解除に関する事項が明記されていないものがあつた。	(ア) 次年度から、契約の決裁に契約保証金免除について、根拠条文とともに明記します。また、契約書の契約保証金に関する事項や暴力団排除に係る契約解除に関する事項を記載し、不備のないよう事務を遂行します。
(イ) 子育て短期支援事業委託契約において、自動更新条項が規定されているものがあつた。民法上の契約は成立するものの、地方自治法第232条の3の規定により、予算の裏付けのない契約は締結できないとされており、会計年度独立の原則からも適正な処理とは言えないので、法令等に則った事務処理をされたい。	(イ) 契約書に自動更新条項があるものの、実際は毎年単年度の契約を交しており、意味のない条項になっていました。 次年度から、法令等に則った契約書とし当該条項を削除します。
イ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について、負担金の交付決定時に調定していなかった。西尾市予算決算会計規則に則った事務をされたい。	イ 交付決定時に遡及して調定しました。 今後は負担金の交付決定通知の受領後速やかに調定を行います。

(注) 1 「指摘事項」の欄は、「定例監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。

2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。

また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。